

函館市測量ならびに建設工事に係る調査および設計業務最低制限価格制度実施要領  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける測量業務ならびに建設工事に係る調査 および設計業務（以下「対象業務」という。）は、予定価格が<u>50</u> <u>万円</u>を超える業務とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける測量業務ならびに建設工事に係る調査 および設計業務（以下「対象業務」という。）は、予定価格が<u>100</u> <u>万円</u>を超える業務とする。</p>
<p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第3条～第7条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>